

衆議院議員会館維持管理・運営事業（第二期） 入札説明書・同添付資料の訂正表（第3次）

令和元年5月24日に公表した衆議院議員会館維持管理・運営事業（第二期） 入札説明書・同添付資料に関し、以下のとおり訂正します。

なお、令和元年5月24日付けで公表している入札説明書・同添付資料には訂正が反映されていませんので、必ずこの訂正表を参照してください。

参考として、訂正表（第1次）、訂正表（第2次）、訂正表（第3次）の内容をそれぞれ反映した入札説明書・同添付資料（訂正版）を公表しますので、ご活用ください。

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後
資料I 事業契約書（案）	27	別紙3. 第1. (3) ③	保険契約者は、 <u>代表企業又は構成員若しくは協力企業とする。</u>	保険契約者は、 <u>事業者又は維持管理・運営業務を実施する構成員若しくは協力企業とする。</u>
資料I 事業契約書（案）	27	別紙3. 第1. (3) ④	被保険者は、 <u>衆議院及び代表企業、構成員、協力企業（その再受任者及び下請負人を含む。）とする。</u>	被保険者は、 <u>衆議院及び事業者、維持管理・運営業務を実施する構成員、協力企業（その再受任者及び下請負人を含む。）とする。</u>
資料I 事業契約書（案）	27	別紙3. 第1. (3) ⑤	事業者の代表企業、構成員、協力企業（その再受任者及び下請負人を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。	事業者及び維持管理・運営業務を実施する構成員、協力企業（その再受任者及び下請負人を含む。）並びに業務従事者 と その他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
資料VI 基本協定書（案）	1	第4条第4項	代表企業及び構成員は、事業期間が終了するまで、事業者 に 事業譲渡・譲受、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わせてはならない。	代表企業及び構成員は、事業期間が終了するまで、事業者 に 事業譲渡・譲受、合併、会社分割、株式交換、株式移転等の組織変更を行わせてはならない。
資料VI 基本協定書（案）	4	第13条第2項	第7条第4項第一号又は第二号の規定に該当し、かつ次の各号の規定のいずれかに該当するときは、落札者は前項の金額のほか、 <u>契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として衆議院が指定する期日までに衆議院に支払わなければならない。</u>	第7条第4項第一号又は第二号の規定に該当し、かつ次の各号の規定のいずれかに該当するときは、落札者は前項の金額のほか、 <u>事業契約における契約金額の100分の5に相当する額を違約金として衆議院が指定する期日までに衆議院に支払わなければならない。</u>